

平成27年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 8月27日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年8月27日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第263号議案

平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

第264号議案

通学路等における児童等の安全確保に関する指針の制定について

第265号議案

第9期東京都生涯学習審議会委員（補欠）の任命について

第266号議案

平成27年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）について

第267号議案

東京都公立学校校長の任命について

第268号議案、第269号議案及び第270号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議 中間まとめ
について

(2) 「夢・未来」プロジェクトの実施について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

| | |
|-----|------|
| 教育長 | 中井敬三 |
| 委員 | 木村孟 |
| 委員 | 竹花豊 |
| 委員 | 乙武洋匡 |
| 委員 | 山口香 |
| 委員 | 遠藤勝裕 |

事務局（説明員）

| | |
|----------------|------|
| 教育長（再掲） | 中井敬三 |
| 次長 | 松山英幸 |
| 教育監 | 金子一彦 |
| 総務部長 | 堤雅史 |
| 都立学校教育部長 | 早川剛生 |
| 地域教育支援部長 | 粉川貴司 |
| 指導部長 | 伊東哲 |
| 人事部長 | 加藤裕之 |
| 福利厚生部長 | 太田誠一 |
| 教育政策担当部長 | 安部典子 |
| 教育改革推進担当部長 | 出張吉訓 |
| 特別支援教育推進担当部長 | 松川桂子 |
| 指導推進担当部長 | 鯨岡廣隆 |
| 人事企画担当部長 | 鈴木正一 |
| 特命担当部長 | 江藤巧 |
| （書記） 総務部教育政策課長 | 岡部涉 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第13回定例会を開会します。

本日は、NHK外7社、個人は13名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回7月9日開催の第11回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。では、第11回定例会の議事録については、承認いただきました。

前回7月23日開催の第12回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じますので、よろしくお願

ます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第265号から第270号までの議案並びに報告事項（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 題

第263号議案

平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用の教科書の採択について

【教育長】 それでは、第263号議案、平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用の教科書の採択についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、説明します。

第263号議案資料を御覧ください。まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項」ですが、4月9日の教育委員会で報告した（1）から（4）までの4点の方針に基づき、教科書の調査研究、各学校における教科書選定作業等、今年度の教科書採択に係る事務をこれまで進めてきました。

「2 教科書の調査研究」ですが、都立高等学校等で使用する教科書については、文部科学省が作成した「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」の中の現行学習指導要領に基づく教科書（第1部）に登載された660種類の教科書のうち、平成26年度に行われた教科書検定に新たに合格した「コミュニケーション英語Ⅲ」の1点の教科書を対象として調査研究を実施しました。この教科書は、平成25年度の検定で不合格となりましたが、平成26年度に再申請した結果、平成27年3月に検定に合格したもので、今年度の調査研究の対象となったものです。また、都立特別支援学校の高等部

で使用する教科書についても、「コミュニケーション英語Ⅲ」1点を対象として調査研究を行いました。この「コミュニケーション英語Ⅲ」の調査研究の結果については、6月25日の教育委員会で説明させていただきました。

「3 各学校における教科書の選定」ですが、各都立高等学校等においては、校長の責任と権限の下、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、学習指導要領の各教科の目標、内容等を踏まえ、調査研究資料なども活用して、教科書の調査研究及び選定を行いました。

「4 選定結果等の審査」ですが、各学校から提出された選定結果や選定理由等については、指導部において審査を行いました。審査の過程で、選定理由が、例えば抽象的で具体性に欠ける点があった学校に対しては、是正や修正などの指導をしました。

以上の手続をした結果、各学校が選定した教科書をまとめたものが、別紙1及び別紙2の資料です。別紙1は、都立高等学校及び中等教育学校の後期課程で選定された教科書が一覧となっています。別紙2は、都立特別支援学校で選定された、高等部で使用する教科書を一覧にしてまとめたものです。

各学校の選定状況について説明します。第263号議案資料の2枚目、右上に「参考」と記載された「平成28年度使用都立高等学校用教科書選定状況（共通教科）第1部」を御覧ください。「第1部」とは、現行の学習指導要領に基づいて編集された教科書です。表は、専門科でも、普通科でも、共通に履修する教科についての選定状況を一覧にしたものです。また、旧学習指導要領に基づいて編集された、目録上「第2部」と呼んでいる教科書については、共通教科では選定がありませんでした。

この表は、教科書目録に登載された教科書の種類数、点数、発行者数、選定教科書種類数、最も選定が多かった教科書をまとめたものです。表の右側にある「（参考）平成27年度使用」欄には、昨年度最も選定が多かった教科書を掲載しており、今年度の選定と昨年度の選定が比較できるようにしてあります。最も選定が多かった教科書が平成27年度と異なる教科もありますが、選定が比較的多い発行者間での順位の入替えがほとんどの状況で、全体の選定傾向としては昨年度と大きな変化はありませんでした。

次に、各教科・種目の選定状況の詳細について説明します。右上に「参考」と記載

された配布資料、「平成28年度使用 都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）用教科書 教科別選定結果（教科書別学校数）」を御覧ください。この資料は、都立高等学校及び中等教育学校の後期課程で使用する教科書のうち専門教科を除いた各教科の教科書について、発行者ごとにどの位の割合で選定されていたかをグラフにしたものです。

4 ページをお開きください。一番下にある日本史Aでは、第一学習社の日A304が55校と最も多く選定されています。全体では34%となっています。

5 ページをお開きください。日本史Bでは、山川出版の日B301が114校と最も多く選定されています。山川出版社は、このほかに2種類の教科書を発行しており、合わせると全体の約75%になります。

なお、日本史の教科書は、平成27年6月25日の教育委員会定例会において、平成25年6月27日に議決された都教育委員会の「平成26年度使用都立高等学校用教科書についての見解」について、実教出版株式会社の高校日本史A日A302及び高校日本史B日B304については、記述に変更がない限り、今後も同様に対応していく旨、御報告させていただきました。その後も当該教科書の記述に変更はありませんでしたので、昨年度と同様に、都立学校長宛てに通知しましたが、当該教科書は今年度も選定した学校はありませんでした。

16ページを御覧ください。上段にコミュニケーション英語Ⅲがありますが、22種類と多くの教科書が発行されている教科です。今回最も多く選定されたのは、東京書籍のコミュニケーション英語ⅢのコⅢ301で、16校が選定しています。東京書籍はこのほかに2種類の教科書を発行しており、合わせて全体の22%を占めています。なお、平成26年度に行われた教科書検定に新たに合格した啓林館のコⅢ324は、新たに10校が選定しました。

簡単ですが、選定状況について説明させていただきました。

第263号議案資料にお戻りいただき、1枚目の「5 教科書採択」についてです。各学校が選定した教科書については、別紙1に都立高等学校及び中等教育学校の後期課程、別紙2に都立特別支援学校の高等部について結果をまとめてあります。調査研究資料や各学校の選定結果等を総合的に判断していただきまして、本日の教育委員会

定例会において御審議の上、採択していただければと存じます。

なお、今回の議案に関連して、都教育委員会への請願等の状況について報告します。平成25年6月27日に議決された「都教育委員会の平成26年度使用都立高等学校用教科書についての見解」について、撤回等を求める請願が昨日までに1件提出されています。内容については、別添のとおりお示ししてあります。

平成28年度使用都立高等学校・中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部で使用する教科書についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等がございますか。

特にないようでしたら、本件について原案のとおり決定してよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、本件については原案のとおり承認いただきました。

なお、請願については、事務局において適切に対応するようお願いいたします。

第264号議案

通学路等における児童等の安全確保に関する指針の制定について

【教育長】 第264号議案、通学路等における児童等の安全確保に関する指針の制定についての説明を、地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第264号議案、通学路等における児童等の安全確保に関する指針の制定について、説明します。

本件は、「1 趣旨」にありますとおり、東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例が本年7月に公布され、9月1日から施行されることに伴い、通学路等における児童等の安全の確保のための指針を、知事、教育委員会及び公安委員会が共同して定める必要があるため、審議をお願いするものです。

条例の内容を点線の囲み内にお示ししてありますが、2枚目の資料にまとめてありますので、そちらで説明します。1枚おめくりください。

まず左上を御覧ください。この指針の制定の基になる条例の改正内容について、簡単に説明します。この間、登下校中の児童が巻き込まれる事件・事故が発生している

ことを受け、通学路等における児童等の安全を確保するため条例が改正されました。具体的には、点線の枠内の①では、関係機関や関係者が必要な措置を講じること。②では、知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して通学路等における児童等の安全の確保のための指針を定めること。今回、議案としてお諮りしているものです。③では、通学路の設定・変更にあたっては警察署長から意見を聴き、④では都民の対応が示されています。

左下に指針の内容を記載してあります。「1 目的」として、公園や広場も含まれる通学路等において犯罪や交通事故等の被害を受けないように、児童等の安全を確保することです。「2 基本的な考え方」の(1)では、指針の具体的な方針を示しています。また、(2)では、指針が、列記している既存の要綱等との整合性を図ることとしています。

右側の「3 指針の内容」についてを御覧ください。指針の案そのものは議案に添付している6枚にわたるものがありますが、ここでは、概要としてまとめています。まず「安全な通学路の設定」について、最初の○印では、学校等の管理者——公立学校では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会とされていますが、通学路を設定・変更するに当たり、関係機関と連携して地域の実情に即して安全な通学路を設定するとされています。以下、2番目の○印では通学路の変更を、3番目の○印では通学路の設定について記載しています。これは、例えば歩道と車道の区別がある道路とするなどです。4番目の○印では、通学路について措置を講ずること、通学路であることを明示することなどです。5番目の○印では、通学路を設定・変更する場合は所轄の警察署長の意見を聴くこととしています。この場合、警察署長は、犯罪被害防止、交通事故の防止の観点から、留意すべき箇所の有無及び改善方策などについて回答します。

その他指針では、「通学路等における安全点検」、「通学路等における犯罪発生情報等の共有」、「相互連携による安全対策」、「安全教育の充実」について盛り込んでいます。

以上が指針の主な内容です。

なお、本指針の制定に当たり、区市町村教育委員会に対しては、たたき台を基に、

本年4月に意見照会を行い、また、知事部局、公安委員会とも連携を図っています。

また、これまでも区市町村教育委員会や学校では、児童・生徒の安全確保のために様々な対策を実施していますが、この指針の制定によって、通学路における児童等の安全確保が強化されるものと考えています。

本指針の施行日は、平成27年9月1日を予定しています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問がございますか。

【遠藤委員】 確認です。左下の「目的」の中で、「児童、生徒、幼児等」の「生徒」は、中学生ということですか。

【地域教育支援部長】 はい。中学生も含んでいます。

【遠藤委員】 そうすると、東京都の公立中学校の場合、私はいつも防災の観点から問題にしていることですが、学校選択制によって地域と学校が遊離していますね。そういう中で、通学路の確認などがばらばらになっています。私自身は、この指針の制定は非常に結構なことだと思うし、私も地元で小学生の見守りといいますか、通学の際の安全のお手伝いをしていますけれども、地域と学校が一体の場合は可能ですが、この指針も含めて、中学校まで包含する全体的なものとして制定されてしまうと、現実には、学校選択制によって、通っている学校と通学路が遊離しているわけですから、この規定そのものが形骸化してしまうのではないかと心配しています。

これを有効なものにするためには、むしろ、学校選択制を除くようなことをしないと、実質的に意味がないものになってしまうのではないかと心配しています。私は、これは非常に良いことだと思って、これはしっかり実施してもらいたいし、地域住民としてこういうお手伝いをしていくことも大切だと思っています。しかし、現実には、東京の公立中学校の姿を考えた場合、ここに書かれている文言と現実の中学生の通学路の安全確保をどのようにして具体化していくのかについて、非常に心配しています。

それが起きてくると、何が問題として生じるかというところ、この規定そのものが形骸化してしまうことです。それを防ぐために、「4 区市町村への対応」ということで指針（たたき台）の意見照会があって、これは4月に実施しておられるとすると、この意見の中に、学校選択制の中学校における指針との関係、安全確保の観点でどのよ

うに区市町村は考えているのか、もし意見が出ているとしたら教えてください。

【地域教育支援部長】 まず、中学校等の学校選択制ですが、実は小学校においても学校選択制を導入している区市町村があります。したがって、中学校だけではなく、小学校における学校選択と通学路の状況について説明します。

現在、学校選択制によって学区域外から小学生の児童も通うわけですが、その場合の通学路の設定については、多くの学校では、保護者と学校の間で、通学している学校の区域内に入るまでは保護者の責任として、例えば電車やバスを使うこともありますので、保護者がきちんと児童に通学上の安全について指導し、通学区域に入ってから学校が設定している通学路に通う形になっています。自宅から学区域に入るまでは保護者が責任を持ち、学区域に入ってから通学路で通うことになります。

ただし、学校としては、自宅から学校まで、つまり学区域に入る前も含めて通学経路の状況を把握し、例えば、緊急時の対応、避難訓練等においても、その区域外の生徒の住居からの通学経路も含めて学校として把握し、対応している状況です。

また、区市町村への意見照会については、そういう状況が一定程度定着していることから、特段、学校選択制における通学路についての困難を表すような意見はありませんでした。

【遠藤委員】 私の勉強不足ですみません。小学校まで学校選択制が拡大していることは知りませんでした。東京都の公立小学校の何割位が学校選択制を採用しているのでしょうか。

【義務教育課長】 小学校で学校選択制を導入しているのは、区部では15区、市部では7市です。

【遠藤委員】 今、御説明いただいた中で、当該学校までの交通機関のところまでは保護者の責任において安全を確保してください、そこから先は学校が安全確保について留意するということでした。ということは、それは本当に児童の安全を考えるのではなくて、単に学校の責任逃れではないのでしょうか。通学途上の最寄り駅までについては学校も報告を受けて把握しているということですが、そういう取決めをしているということは、ここまでは保護者の責任で、この駅から先は学校が子供を見守る、そのように理解していいですか。

【地域教育支援部長】 学校選択制の条件が区市町村により様々であり、例えば、学校選択制を導入する条件として、徒歩で通学できる範囲に限るという条件もあれば、電車やバスの通学も認めるという条件もあり、また、自転車での通学は認めないということもあります。また、通学路については、様々な対応の中で、例えば警察署であれば、道路における最高速度表示を管理する、あるいは、区市町村の所管においては注意喚起の表示板を設置する、視野を妨げる植栽を切るなど、通学路においてはそうした様々な手立てを講ずることが必要になりますけれども、自宅から児童・生徒が通うルートにおいて、そうしたことがなかなか難しいことから、区域内の安全が確認できる通学路においては対応するなどし、区域内の通学路はきちんと設定する考え方になると思います。

【遠藤委員】 誤解がないように申し上げますが、私は、これは非常に良いことであると思っています。良いことだからこそ、今の枠組みの制度からすると形骸化するのではないかと心配しています。実際に毎日毎日のことですから、途中までは保護者の責任、その先は学校の責任などということが通用するわけないですね。今の学校選択制という制度と、児童・生徒の安全を守るための見守りの必要性は、どう整合性をとるのかについて、私は非常に心配しています。これが有効に機能することが最も大切だと思っています。これが形骸化して、ただ単に形として、こういうものが制度としてできました、条例があって、こういうものを作りました、指針も示しましたということで終わらせてほしくないと思います。

【地域教育支援部長】 ただいまの御指摘の趣旨も踏まえて、本指針が9月1日以降に施行された場合には、様々な機会を通じて、学校選択制における児童・生徒の通学路の安全確保については周知を図ってまいりたいと思います。

【竹花委員】 安全な通学路の設定は、この制度ができて初めて行われるわけではなく、既に各区市町村では、様々な要綱等に基づいて行われているわけですが、それとこれとはどこが違うのでしょうか。何が良くなりますか。

【地域教育支援部長】 まず、実際の現場の運用としては、御指摘のように、地域、PTA、警察、道路管理者等の調整を、現実的にも学校あるいは区市町村教育委員会が行っています。今までと何が違うのか申し上げますと、例えば、この条例あるいは指

針によって、現行規定では通学路等の児童の安全確保の取組の主体は警察署長のみでしたが、今回の条例改正と指針策定によって、警察署長だけではなく、学校等の管理者、通学路等の管理者、道路管理者、あるいは、児童等の保護者や地域住民、これが連帯して通学路等における児童等の安全を確保するという点で、主体が広がり、また、その役割と責任に応じて必要な措置を講ずることも定められたという点が一つあります。また、新たな仕組みとして、学校の管理者が通学路を設定・変更する場合には、警察署長の意見を聴くことも定められました。この2点が大きな変更点です。

【竹花委員】 そうすると、区市町村の教育委員会が指定することになるわけで、現在既に通学路として指定されているところを、各区市町村全体で指定し直すこととなりますね。

【地域教育支援部長】 はい。この指針によって、既存の通学路についても、警察署長の意見を聴くことができるようになっていきます。

【竹花委員】 この条例は、東京都が管理者となっている中学校までですか。都立高等学校は考えていませんか。

【地域教育支援部長】 基本的には、国の通知等によりまして、主に小学校を対象にしています。例えば、国が緊急点検を行うようにという通知を出した際も、その対象は小学校になっていました。

【竹花委員】 中学校は含まれないのでしょうか。

【地域教育支援部長】 含まれます。

【竹花委員】 都立中等教育学校はどうしますか。

【地域教育支援部長】 都立中等教育学校あるいは都立中学校におきましては、学校近隣の交通事情や通学してくる生徒の分布状況を踏まえ、現在は、10校中2校で通学路を設定しています。また、設定されていない学校においても、通学経路は届出によって学校としては把握しています。今後は、この指針の趣旨、学校の意向を踏まえて、通学路について再度検討していくことを考えています。

【竹花委員】 分かりました。

通学路の安全を100パーセント守ることは非常に難しいことで、警察も、保護者の方も、地域の方々も、いろいろな形でこれに参画して対応していることが実態ですし、

これからもそうだろうと思いますが、この指針に基づいて区市町村の教育委員会がこの問題にもっと大きな関心を持っていただき、行政として責任が持てる範囲で、とにかく安全な道路を見つけて、そこに多くの児童・生徒の通学を誘導するような効果を持つのだらうと思いますので、それはそれで一つの意味あることだと思います。せっかく制定した以上は、東京都教育委員会も含めて学校等の管理者がしっかりとその運用に努めるように、事務方として御努力をお願いします。

【乙武委員】 確認です。最近では、車椅子に乗った児童・生徒も地域の学校に通学する事例が、以前に比べると随分増えてきたと思います。そうした観点から考えると、例えば歩道と車道の上に十数センチの段差があったり、歩道の真ん中に電柱が立っていて車椅子では通れなかったという事例もまだまだ見受けられます。そうした整備をして、車椅子でもきちんと通学路どおりに通えるようにする、若しくは、ほかの道を通っても車椅子で不便なく通学できる経路がない場合は、そうした整備を行うことも今回の条例の対象になるのでしょうか。

【地域教育支援部長】 必要な対応には経費がかかるものと、そうでないものがあると思います。ただいまの御指摘の点については、かなりケース・バイ・ケースのこともあろうかと思いますが、まずは、各所管が様々な手立てを講じて児童等の安全を確保していくことの中で、様々な手立てを講じてもおそれができない場合には、やはり学校と地域と警察署、道路管理者との間で調整をしていくことになろうかと考えます。

【乙武委員】 ケース・バイ・ケースというのは、もう少し具体的に言うと、どの位の予算がかかるのかということに依拠してくるというイメージでよろしいですか。

【地域教育支援部長】 基本的な必要経費はそれぞれの所管が対応するという考え方ですので、例えば道路であれば道路管理者が対応することになろうかと思いますが。しかし、その道路を通らないと通学が困難になってしまうのか、あるいは、迂回をさせるために児童等の負担が更に増してしまうのか、そういったことを総合的に考えることになるかと思いますが。

【乙武委員】 少し具体的な話になりますが、例えば小学校の設置者はほぼ区市町村の教育委員会になるかと思いますが、道路管理者は区市町村ではない場合も多々あ

るかと思えます。その道路管理者と通学路の安全確保の義務を負う区市町村教育委員会との関係性は、どのように捉えたらよろしいでしょうか。

【地域教育支援部長】 例えば道路の場合、都道であれば東京都が、区道であれば区がその管理者として必要な措置を講ずるために必要な予算措置も含めて対応することになります。また、この指針の策定によって、それぞれが役割と責任を持つこと、また、交通事情に最も詳しい警察署長の意見を聴くということもありますので、学校としては、今まで以上に警察署長の意見を踏まえて、道路管理者とのやり取りができることになりますので、この指針によって、これまで不明確であったものははっきりすると考えます。

【乙武委員】 つまり、今回の改正によって、これまでは、例えば区市町村教育委員会が設置する小学校の通学路が都道だった場合、その都道をなかなか改善してくれと言いつらかったものが、この改正によってそうした依頼などがしやすくなるという捉え方でよろしいでしょうか。

【地域教育支援部長】 はい。そういう約束事を含めて、この指針が関係各局機関で調整されているということです。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、本件について原案のとおり決定することによろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件について、原案のとおり承認いただきました。

報 告

(1) 東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議 中間まとめ
について

【教育長】 報告事項(1)、東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議中間まとめについての説明を、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議の中間まとめについて、説明します。

この有識者会議は、昨年10月に設置し、この有識者会議において、今後、東京都が推進するオリンピック・パラリンピック教育の目標や内容について検討を進めてまいりました。このたび、中間ですが、8月21日に有識者会議で中間まとめとして公表しましたので、その概要を報告します。

報告資料（1）の本文の冊子を御覧ください。表紙をめくると目次があります。「はじめに」から始まり、1から8までの構成となっています。「1 オリンピック・パラリンピックの価値・精神と東京2020大会のビジョン」、「2 東京2020大会ビジョンとオリンピック・パラリンピック教育の特徴」、「3 東京のオリンピック・パラリンピック教育の目標」、「4 オリンピック・パラリンピック教育の基本的視点」、「5 オリンピック・パラリンピック教育の具体的な推進策」、「6 オリンピック・パラリンピック教育を支えるツールと基盤」、「7 オリンピック・パラリンピック教育のレガシー」、「8 大会組織委員会や関係機関との連携・協働」と構成しています。

1 ページを御覧ください。1として、オリンピック・パラリンピック教育を進めるに当たって、当然ですが、オリンピック・パラリンピックの価値・精神に加えて、東京2020大会ビジョンを踏まえて検討することが必要であるとしています。具体的には、オリンピックの価値として、I O Cが示す価値と、パラリンピックのI P Cが示す価値を統合した七つの価値を東京大会が示す価値として子供たちに伝えていくことが望ましいとしています。次のページには、大会ビジョンとして、「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」の3点を基本コンセプトとして大会を考えています。

2 ページの2にありますとおり、今回、「東京2020大会ビジョンとオリンピック・パラリンピック教育の特徴」としており、（1）日本の良さを子供たちに伝え、世界へアピールすること、（2）多様性を認め合う「心のバリアフリー」を子供たちに浸透させること、次のページに進んで（3）震災・災害からの復興に果たすスポーツと文化の役割を子供たちとともに発信すること、の3点が今回の教育の特徴になるので

はないかとしています。

3 ページの3 です。その上で、「東京のオリンピック・パラリンピック教育の目標」として、教育を通してどのような人間を育てていくかという目標を記載してあります。①自らの目標を持って自己を肯定し、自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間、②「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間、③日本人としての自覚と誇りを持ち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間、④多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間、としています。

「4 オリンピック・パラリンピック教育の基本的視点」として、重視すべき視点を3点掲げています。(1) 全ての子供が発達段階に応じて、オリンピック・パラリンピックに何らかの形で関わる体験をする、(2) オリンピック・パラリンピックの競技を実際に体験するなど、学校外で実際の体験や活動を通じて学ぶことを重視する、(3) 東京大会と、更にその先を見据えて計画的・継続的に教育を展開していくことが重要であるとしています。

4 ページの後段から始まる「5 オリンピック・パラリンピック教育の具体的な推進策」として、今回、教育を展開するに当たっての基本的な枠組みとして四つのテーマと四つのアクションを設定し、それを組み合わせて多様な取組を進めていくことにしています。

8 ページを御覧ください。具体的には、四つのテーマとして、「オリンピック・パラリンピックの精神」、I O C がオリンピックムーブメントで進めている三つのテーマ、「スポーツ」、「文化」、「環境」、この四つのテーマと、「学ぶ(知る)」、「観る」、「する(体験・交流)」、「支える」の四つのアクション、この組合せによって様々な教育を展開していくことを示しています。下のマトリックス表にそれぞれ箱があり、それぞれの中に具体的な教育内容を今後検討していくことになります。今回は、例示として、どのような教育がこの中に入っていくかを示しています。

9 ページを御覧ください。4 掛ける4 の基本的な枠組みの下、(3) 「国際理解・国際交流を促進するための仕組みの導入」が記載されています。長野オリンピック・パラリンピックで始まった一校一国運動を、東京においても受け継いでいき、更に発展させていくということで、多国籍の人々が住んでいること、訪れること、また、大

使館が集中しているなど、そうした東京の特性を生かした取組を展開させる必要があるということで、この仕組みを考えていく上で、①子供たちが特定の国だけでなく、世界の多様な国々を学べるようにすること、②区市町村教育委員会や各学校が学習する対象国を一定程度選択するような仕組みにすること、の2点、有識者会議から御指摘をいただいています。

(4) ですが、「オリンピック・パラリンピック教育の段階的な推進－準備期と3つのフェーズ」として、来年開催されるリオデジャネイロ大会までの準備期と、その後の期間を三つのフェーズに分けて取組を展開していくことにしています。

具体的には11ページを御覧ください。まず、現在から来年のリオデジャネイロ大会開催までを準備期としていまして、現在、都内では、オリンピック・パラリンピック教育推進校として600校を指定おり、この教育内容について先導的に試行を実施いただいています。来年度の4月以降は、全校にそれを拡大して、オリンピック・パラリンピック教育に関する学習読本や映像教材による学習を開始したり、アスリートを招いてオリンピック・パラリンピックの競技体験をしたりといったことを展開しています。そうした中で、各学校に本格実施に向けた準備をしていただくことを考えています。

リオデジャネイロ大会が終わると、そこから先2年間で第Ⅰフェーズと考えており、四つのテーマ、四つのアクションによる活動を本格的に開始する時期としています。また、ほとんどの競技場がしゅん工する大会2年前から本2020年の前年度までを第Ⅱフェーズとして、大会関連ボランティアの募集などが予定され、子供たちがボランティアに参加するための具体的な準備や大会参加国への理解を深めていくことを考えています。

開催年の2020年を第Ⅲフェーズとして、実際に子供たちが大会ボランティアに参加したり、文化プログラム等の大会関連のイベントに参加していくなど、大会や大会関連事業を直接子供たちが支え、体験するというオリンピック・パラリンピック教育のピークを迎える時期と考えています。

12ページからは、「6 オリンピック・パラリンピック教育を支えるツールと基盤」として、(1) 学習読本と映像教材の作成、(2) 実際に子供を指導していく教

員研修の充実、（３）各学校での教育活動をサポートするためのウェブサイト構築、（４）国際交流を推進するために、学校や区市町村教育委員会と、世界各国の学校若しくは国際機関・団体をつなぐことを支援し調整する役割を東京都が果たすことが重要であると記載してあります。さらに、国際交流だけではなく、文化プログラムや大会関連行事などの参加を学校が行いやすいような仕組みづくりも検討すべきとしています。

13ページ、「７ オリンピック・パラリンピック教育のレガシー」として、１点目は、子供たち一人一人の心と体に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していくことが重要であること、２点目として、語学教育や国際交流、ボランティア、体力向上など、大会後も教育活動のレガシーを長く発展させていくことも大切であるとしています。

「８ 大会組織委員会や関係機関との連携・協働」では、オリンピック・パラリンピック教育は、教育関係者だけでは十分なものになり得ないことから、東京都が組織委員会などの関係機関と調整を十分に行い、緊密な連携の下、子供たちにとって有意義な学習の場が確保できるように努めていくべきとしています。

以上、中間まとめの概要です。最終まとめについては、今回の中間まとめでは、オリンピック・パラリンピック教育の基本的な枠組みを中心としてまとめられています。今後、有識者会議では、具体的な教育内容について検討を進め、年内を目的に最終報告を取りまとめる予定です。

説明は以上です。

【教育長】 本件について、御質問、御意見がございますか。

【竹花委員】 基本的な考え方についてまとめられたものの説明を伺いました。この基本的な考え方の中では、学校教育をどうするかが中心になっていますが、社会教育や家庭教育などの視点からの言及が欠如していると思います。今後の検討の中で、この点についても、少し議論していただきたいと思います。

【教育政策担当部長】 御指摘を踏まえ、今後、検討していきたいと思います。

【竹花委員】 こういう基本的な考え方は絵に描いた餅ですからいくらでも書けるわけですが、これだけのことを行うとすれば、区市町村教育委員会も、都立中

学校もそうですが、どこの授業の枠をもってこれだけのことを行うのかという具体的な問題があるし、その指導を誰が行うのかという点もあるように思います。今後、具体的な実施の方法、課題についても、有識者会議でも御意見を伺っていただきたいと
思います。

これだけのことを実現しようとする、現場の小学校も中学校も、今ですら大変な状況ですのに、これをどこで実施するのかという話だろうと思います。また、都立中学校、都立高等学校でもどうするのかということをよく考えたらいいと思います。数学や国語の授業時間を減らすことも考えなければいけないような中身だと思
います。その辺についてももう少し考えないと、オリンピック・パラリンピックをめぐる様々な動きの中に、少しうわずっている、舞い上がっているのではないかと
思われる動きがある中で、教育委員会として地道に、自分たちができることは何なのかということをよく念頭に置いて議論していただくように
お願いします。

【山口委員】 オリンピックの理念とパラリンピックの理念は違うので、その辺をうまく
住み分けて教育することを実現していただくことと、特別支援学校を含めていろいろな障害を持っている子供たちが、これから体育やスポーツに取り組める環境を整備していくことも大きなレガシーになっていくと思
います。日本は、ある意味で、一般の子供たちもそうですが、障害を持っている子供たちがスポーツできる環境がほとんどなくて、そうした環境があった人しか実現できていません。割と幼い頃から、学校の中で、もう少し運動やスポーツに親しめるような環境を整えていくことが、パラリンピックを成功させることにもなるし、レガシーにもつなげていけると
思います。それは学校の理解、地域の理解、保護者も含めた理解が大事になってきます。

また、一般の子供たちがスポーツを行うよりも、障害を持っている人がスポーツをするのは、お金も、手間も、時間もかかります。そこをしっかりと、学校としても担保していく。それには理解が必要ですので、教育の中でも是非進めていただきたいと思
います。

【教育長】 山口委員の御意見はごもっともなことでありまして、施設整備も含めて東京都全体で取り組んでいこうということで準備を進めています。オリンピック・パラリンピック教育の中でも「心のバリアフリー」ということで、障害者スポーツに

健全児も積極的に体験してもらうことを考えています。

【木村委員】 竹花委員の御意見に賛成です。資料を拝見していると、社会教育並びに家庭教育の部分が欠落しているのではないかと思います。そこについては、東京都教育委員会が有識者会議に意見を述べておく必要があるのではないかと思います。

学校教育だけに絞ってコメントしますと、12ページに学習読本と映像教材を作ると述べてあります。これは、まだ中間まとめの段階で、最終報告でどうなるか分かりませんが、多分その方向で進められるのではないかと推察します。これは相当大変なことですね。小・中・高・特別支援学校という学校種が違うところにいる児童・生徒に対してきちんと理解してもらうための教材ですから、発達段階、学校種別に応じて学習読本その他映像教材を作らなければいけない。簡単なシステムではできないのではないのでしょうか。相当覚悟して、効率よく対応しないと、なかなか本物にはなっていないのではないかという気がします。くれぐれも慎重に対処していただきたいと思っています。

【指導推進担当部長】 学習教材と視聴覚教材ですが、現在、指導部として制作に取り掛かり始めました。年度内完成を目指して作業を進めていますが、原案ができましたら、ここにお諮りして御覧いただきたいと考えています。

【木村委員】 それは発達段階別に作るのですか。

【指導推進担当部長】 はい。小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用と高校生用の形で作る予定です。

【木村委員】 その辺の配慮は必ず必要だと思います。是非見せていただいて、またコメントしたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

なければ、本件については報告として承りました。

(2) 「夢・未来」プロジェクトの実施について

【教育長】 報告事項(2)、「夢・未来」プロジェクトの実施についての説明を、指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 平成20年度、14校からスタートしたオリンピック派遣事業は、6年かけて、昨年度で70校まで拡大してまいりましたが、今年度、名称も含めてリニューアルし、「夢・未来」プロジェクトとしましたので報告させていただきます。

本事業の目的は、直接、オリンピック・パラリンピアンに学校へ行っていただきまして、アスリートを通してオリンピックやパラリンピックを肌でじかに学習していくものです。実施期間は、8月28日から11月末までです。明日は、新宿区立戸塚第一小学校に、北京オリンピックの競泳日本代表の宮下順一さんに行っていただきまして、水泳指導を皮切りに始めたいと考えています。

事業内容ですが、昨年までは「一日校長先生」というネーミングでしたが、2020年に向け、これまでに引き続き、我が国のオリンピック、パラリンピアンに行ってくださいものを「YOKOSO」プロジェクト、新たに「Welcome」プロジェクトと称して、在日外国人の方々に学校へ行っていただき、外国人との交流、異文化理解、国際理解の推進を進めたいと考えています。また、これに当たっては、日本人講師によるマナー講座を事前に実施し、例えば我が国の礼法、外国人に対する接し方、日本文化の発信の仕方などを学習した上で、外国人アスリートとの交流を進めていく予定です。

(3) 「自分にチャレンジ」プロジェクトとして、パラリンピアンの方にも学校へ行っていただくことにより、パラリンピック競技の内容、障害者スポーツへの興味・関心などを十分深めていきたいと考えています。また、近隣の特別支援学校の児童・生徒も参加することによって、一層、共生社会の意義を進めていきたいと思えます。こうした方々には、特別講演や実技指導、競技体験、授業参観などを行い、通常では約4時間、学校へ行っていただき、児童・生徒との交流を深めていただく予定です。

実施校は、オリンピック・パラリンピック教育推進校600校のうち112校で本年度は実施します。

次のページに、その112校の一覧が載っています。

その次のページに、明日から始まる派遣の8月分、9月分を掲載してあります。残りの101校は、10月、11月に実施する予定で、日程と選手の方々の調整をしているところです。

今年度からは、公立学校に加え、生活文化局が間に入り、私立も含めて10校スター

トする予定です。今後もこうしたアスリートの方々にじかに学校に行っていただきまして、児童・生徒と直接交流するオリンピック・パラリンピック教育を広く展開し、更にオリンピック・パラリンピック教育の充実を図ってまいりたいと考えています。

報告は以上です。

【教育長】 何か御意見、御質問等がございますか。

【山口委員】 とても良い事業だと思いますし、多くのアスリートがこうした事業に賛同して協力していただいていると思いますが、同時に、アスリート教育も必要なのではないかと思っています。学校を訪問したアスリートたちが、それぞれ独自の考え方や視点で話をするのも良いと思いますが、先ほどの教育とも関わる共通部分であるとか、オリンピズムとはどういうものかということなど、東京都がある程度アスリートたちに、この内容は必ずお話ししていただきたい、あるいは、ここは御自身の経験などをおっしゃっていただきたいというような、ある程度の共通性を持たせると、どのアスリートが訪問しても質の高い教育が施されると思います。また、アスリートも、そうした経験が力になって、その先に向かっていけると思うので、両方が成長するようなプログラムにしていきたいと思います。

そのような内容を示したものを何か渡しているのでしょうか。

【指導推進担当部長】 今お話がありましたように、基本的な点については、こうしたことを押さえてほしいという願いはしてあります。そして、学校は、どのようなことを期待しているのかということも直接伝え、それに応えるような形で実施しています。

お話があったように、皆さんに共通して行う研修制度のようなものはないので今後検討してまいります。訪問されたアスリートの方々自身も、児童・生徒と接することの意味など、かえって勉強になったという声も聞いていますので、今後拡大していく方向にありますので、そうした制度設計も考えていきたいと思っています。

【山口委員】 これはすごく良い事業だと思いますので、できれば、学校を開放していただいて、そうした事業を地域の方や保護者などにも見ていただくと、東京都がオリンピック・パラリンピックに向けてどのような取組をしているのか知っていただくことにもなると思うので、できる範囲で、それも是非実現していただきたいと思

ます。

【教育長】 ほかにありませんか。

【竹花委員】 私たちも一度何校か見てみる必要があると思います。これは重要な事業で、児童・生徒に強い印象を残すものだと思いますので、アスリートがどのようなことを児童・生徒に伝えたいと思っているのか、直接聞いてみることも私たちの勉強になるかもしれませんので、よろしければ手配いただければと思います。

【指導推進担当部長】 はい、日程などを調整させていただきます。是非御覧いただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、本件については報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月10日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、9月10日の木曜日、午前10時から教育委員会室で開催する予定となっています。

以上です。

日程以外の発言

【教育長】 そのほかに何かございますか。

【竹花委員】 突然で恐縮ですが、2点について質問をさせていただきます。

1点目は、新聞報道によると、いじめの実態調査に基づく文部科学省報告について、昨年度分を改めて報告してくださいという通知が出されたと聞いています。これについての東京都教育委員会の対応はどのような状況になっていますか。

2点目は、これもマスコミ報道で、原因ははっきり分からないわけですが、夏休み明けを前にして、自殺する児童・生徒が多いといった状況についての質問です。東京都内では、今のところそういう報道には接していませんが、どのように考えたらいいのでしょうか。私たちが何か手を打つといっても難しいかと思いますが、その辺についての指導部のお考えを聞かせてください。

【指導部長】 いじめの件につきましては、国から、認知件数を再点検するようという指示がありました。私どもも今回、昨年度についての調査結果をもう一度、区市町村に対して、例えば、初期段階のいじめ、ごく短期間で解消したいじめの事案などについても遺漏なく報告するようにと指示しています。また、対人関係のトラブルと捉えていた程度のものについても、もう一度報告するようということを通知の中に入れて対応しています。さらに、これだけでも不十分ですので、併せて、都教育委員会として独自に、いじめ防止対策に関して、もう一度、教員一人一人が自己点検するようにと、各学校で全教員を対象に12項目のチェックリストを実施してから、再度点検するという形で進めています。

これについては、通知だけでは足りないので、都立学校においては校長会・副校長会の折に説明しています。副校長については8月18日に行い、都立高等学校の校長については8月24日に実施しています。また、区市町村教育委員会の指導室・課長に対しては、8月25日に臨時に集めてそうした旨の説明をしています。

あわせて、その際に、内閣府の調査で、自殺に関しても、9月1日に非常に多いということがありましたので、この点についても、夏季休業期間中において家庭と連携し、気になる児童・生徒についてはしっかり対応するようということと、夏休み明けの始業時に欠席している児童・生徒がいた場合は、できるだけ早い時間にその所在を確認するようという指示も今出しています。また、夏休み明け以降、気になる児童・生徒の様子については、家庭としっかり連携しながら対応するようということと、校長・副校長、指導室・課長に説明しているところです。

【竹花委員】 ありがとうございます。1点目のことで、もちろんいじめの実態把握は決して簡単なものでないことはよく分かりますが、文部科学省の通知があったわけですから、再度調査を行うことはよろしかろうと思います。文部科学省が求めている

る調査の内容と、私たちがこれまで実施してきた調査の内容に少しかい離があったり、文部科学省の調査内容の方が少し広かったりなどのことはありますか。それとも、私たちが今まで実施してきた実態調査で、範囲としては足りるということでしょうか。

【指導部長】 今までに実施してきた調査で十分足りているだろうとは思いますが。しかし、文部科学省の課題意識として、文部科学省調査で、1,000人当たりのいじめの認知件数が都道府県によって非常に大きな差があり、この差が課題であるということで、再度調査する留意点を明らかにした上で同じような調査を行うということです。私どもも、この認知件数については、昨年度もそうでしたが、あるところについてはアンケート調査を全部回収し、回答の仕方がどうなのか、認知件数が減ったことだけを喜ぶのではなく、教員が漏らしていないかどうかは常に確認しています。改めてこのことについては周知しましたし、今後もそのように取り組んでいきたいと考えています。

【竹花委員】 ありがとうございます。

そこで少し気になるのですが、東京都の実態調査は、都道府県間の格差が大きい中でどの辺に位置していますか。

【指導企画課長】 幾つかの県の例を教えてくださいましたが、東京は標準的であるということで、文部科学省からは、電話での対応でしたが、この調査であれば分かりましたという回答をいただいています。

【竹花委員】 2点目の問題については、それなりの対応をしていることがよく分かりましたが、2学期が始まる前の今の時期は、各学校ともしようがないことなのでしょう。それとも、新学期が始まる直前の1週間前位に登校日を設定したりなどのことはしていないのでしょうか。

【指導部長】 学校によって異なりますが、2学期の1週間前に登校日を設定している学校はあまりないと思います。学校に対しては、前々から気になる児童・生徒に対しては、家庭としっかり連携をするようにと指示しています。夏休み前に少し気になる児童・生徒や、夏季休業期間中に、例えば部活動や補習、登校日に全く来ていない児童・生徒は要注意ということがありますので、この辺についてはきちんと家庭と連携するようにと指示しています。

【竹花委員】 ありがとうございます。

【教育長】 竹花委員のお話は大変重大な課題と考えています。現下の対応は説明があったとおりですが、今後も、状況の推移を見ながら更なる対応をとる必要があれば進めていきたいと思っています。

ほかにはよろしゅうございますか。

では、これから非公開の審議に移ります。

(午前11時19分)